

さ べつ しや かい 差別のない社会を めざして

ぶ らく さ べつ かい しょう すい しん かん ほう りつ せい てい
～「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されました～

- 
1. いま さ べつ
今でも差別はあるのでしょうか？
 2. さ べつ
どんな差別があるのでしょうか？
 3. どう わ もん だい れき し まな
同和問題の歴史について学びましょう！
 4. ぶ らく さ べつ かい しょう すい しん かん ほう りつ
どうして「部落差別の解消の推進に関する法律」ができたのでしょうか？
 5. どう わ もん だい かん そう だん
同和問題に関する相談はどこにしたらいいのでしょうか？

はじめに

和歌山県教育委員会では、保護者の皆さんに様々な人権問題について認識を深めていただくため、保護者用学習教材をシリーズで作成しています。これまで、「男女共同参画と性的少数者の人権」、「発達障害のある人の人権」、「高齢者の人権」、「子供の人権」、「インターネット上の人権侵害」などをテーマに9種類のパンフレットを発行してきました。

今回は、「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月に制定されたことを受け、「同和問題」をテーマにしています。我が国固有の人権問題である同和問題の解決に向け、部落差別の現状や歴史、なぜ法律ができたのか、今後どう取り組んでいけばよいのかなどについての学びを深めていただくとともに、保護者学級やPTA活動、社会教育での研修会など、多くの場で話し合い、学習されることを願って作成しました。

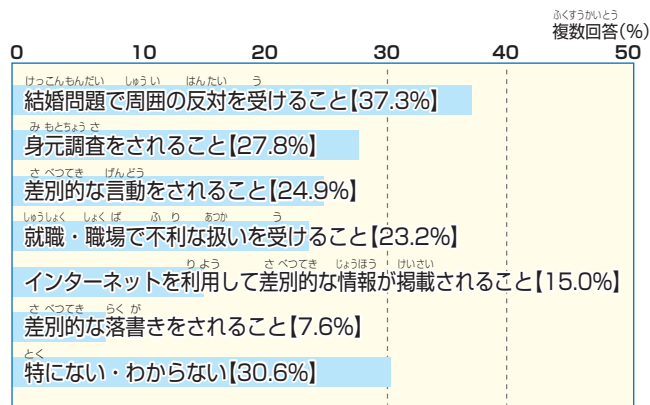
1. 今でも差別はあるのでしょうか？

我が国における長年の取組により、同和問題は解決に向かっていますが、現在でも差別は残っています。内閣府や和歌山県が実施した人権に関する意識調査の結果を見てみましょう。

内閣府「人権擁護に関する世論調査」

内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成24年8月調査)から

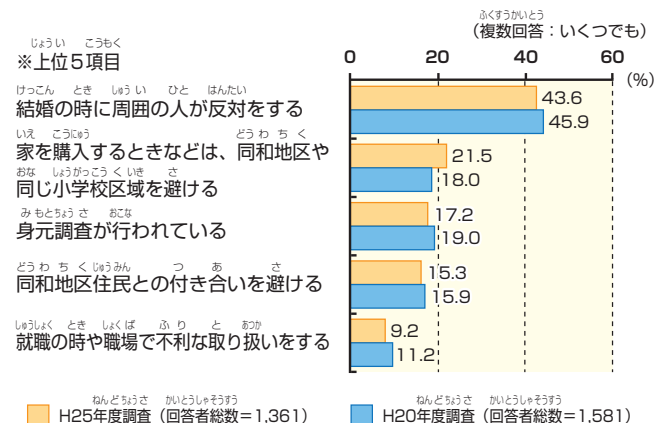
同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていているとおもいますか？



和歌山県「人権に関する県民意識調査」

和歌山県「人権に関する県民意識調査結果」(和歌山県：平成25年6月調査)

(問) 同和問題に関して、現在、どのような問題があるとおもいますか。



2. どんな差別があるのでしょうか？

残念ながら現在においても、様々な差別が発生しています。たとえば、インターネット上の差別書き込み、個人を誹謗中傷する差別発言、同和地区はどこかについての調査や行政機関への問い合わせなどがあります。部落差別は昔の話ではなく、現在も続いている重大な人権問題です。

インターネット上の差別書き込み

インターネット上に同和地区と称して多数の地名や地域を書き込む行為等、匿名性と拡散性を特徴とした人権侵害が発生しています。



差別電話

行政機関（県庁や市町村の役所等）に、同和地区出身者を誹謗中傷する内容の電話があり、職員が「あなたの発言は差別であり、人権侵害です。名前と連絡先を教えてください」と対応をしたところ、一方的に話して電話を切るという事例が報告されています。

同和地区の問い合わせ

行政機関に対して、「〇〇市町村の同和地区がどこかを教えてください」などの電話があり、職員が「なぜ、そのようなことを聞くのですか。差別につながる質問には答えられません」と対応すると、一方的に電話を切るという事例が報告されています。

土地差別

都市開発、マンション建築や土地の売買等で、対象の土地が同和地区であるかどうかを調査し、同和地区の物件を避けたりする、いわゆる「土地差別」の事例が報告されています。



考えよう1

左のページの調査結果や上の事例を見て、感じたことや考えたことをグループで話し合ひましょう。

○各自で考えてみましょう。

○グループで話し合ひましょう。

3. 同和問題の歴史について学びましょう！

差別される地域が制度的にできてきたのは、豊臣秀吉の時代から江戸時代にかけてであると言われています。江戸幕府は、豊臣秀吉が行った兵農分離をさらに進め、武士と百姓、町人の身分を区別する制度を固めました。その過程で百姓や町人に組み入れられなかった一部の人々は差別されることになりました。これらの人々は、社会や文化を支える役割を果たしていましたが、住む場所や服装、ほかの身分の人々との交際を制限されました。

明治時代になり、江戸時代の身分制度は廃止されました。また、明治4（1871）年の「解放令」により、差別されてきた人々の身分や呼び名も廃止されました。しかし、差別をなくす積極的な政策がなかったこともあり、職業・結婚・居住地などでの差別は根強く残りました。

「解放令」が出された後も差別はなくならなかったため、大正11（1922）年、みずからの力によって差別からの解放をめざすことを目的とした全国水平社が結成されました。

戦後になり、民主化が進みましたが、部落差別は解消したと言えませんでした。

本県では、昭和23（1948）年、国に先駆けて「地方改善事業補助制度」を創設し、生活環境の改善と差別意識の解消に取り組んできました。

昭和36（1961）年、政府は同和对策審議会を発足させ、昭和40（1965）年に「同和对策審議会答申」が出されました。

「答申」では、同和問題を「憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」であり、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」としています。

この「答申」をもとに、国は昭和44（1969）年の「同和对策事業特別措置法」をはじめ、3つの特別措置法を制定し、地方公共団体とともに、実態的差別と心理的差別の解消に向けて総合的な施策を実施しました。

本県においても、住宅、道路、下水排水路等の劣悪な環境は大きく改善され、教育の機会均等や基礎学力の向上等にも大きな成果が見られました。

平成14（2002）年3月、特別措置法が終了しましたが、本県では、同和問題の解決に向けて必要な施策は、引き続き一般施策の中で取り組んできました。また、平成14（2002）年4月に制定した「人権尊重の社会づくり条例」に基づき、「人権施策基本方針」を平成16（2004）年に策定しました。平成17（2005）年には、「人権教育基本方針」を策定し、これまでの同和教育の歴史と成果を継承して、社会教育、学校教育の両面から、人権が尊重される社会を築くための力を身につける取組を進めています。



4. どうして「部落差別の解消の推進に関する法律」ができたのでしょうか？

本県においては、人権を尊重する社会づくりに向けて、同和問題の解決への取組がその先導的な役割を果たしてきました。その結果、多くの面で成果を上げ、同和問題は解決に向かっていますが、今なお、差別があります。全国的に見ても、インターネット上の差別書き込み等が発生しています。

このような中、平成28（2016）年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざしたものです。



また、解消のための施策として、国及び地方公共団体が、相談体制の充実や教育、啓発の推進に努めることを規定しています。

本法律が制定されたことを受け、家庭や地域においてもこの問題についてさらに正しく理解し、認識を深め、差別のない社会を築いていきましょう。



かんが 考えよう2

部落差別をなくしていくために、私たちができることは何でしょう。

○各自で考えてみましょう。

○グループで話し合いましょう。

参考 和歌山県人権教育基本方針

平成17年2月15日策定
和歌山県教育委員会

国連は、二度にわたる世界大戦の反省から、人権の尊重が平和の基礎であるとの認識のもと、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたった世界人権宣言を採択しました。そして、その理念を実現するため、人権に関する諸条約の採択をはじめ「人権教育のための国連10年」を定めるなど、様々な取り組みを行ってきています。

わが国では、日本国憲法施行後、基本的人権の享有を保障するため、人権に関する各般の施策が講じられてきました。また、教育基本法に基づき、人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者を育成する教育が、学校、家庭、地域のあらゆる場で推進されてきたところです。

本県においては、人権を尊重する社会づくりに向けて、同和問題解決への取組がその先導的な役割を果たしてきました。教育の面においては、和歌山県同和教育基本方針に基づき、「部落差別を取り除く人間」の育成を目的に、部落差別とそれを支えている様々の不合理な問題についての学習をとおして、同和問題解決への自覚を深めるとともに、自分や他人の人権を尊重しようとする意識や態度をはぐくむなど、多くの面で成果をあげてきました。

しかしながら、残念ながら、今なお、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、感染症（ハンセン病、HIV等）・難病患者などをめぐる差別や虐待などの人権侵害が存在しています。また、国際化、情報化、少子高齢化など、社会の急激な変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じています。加えて、お互いの生命と生活を守るためには、自然との共生も視野に入れて考えることが大切です。

真に人権が理解され、擁護され、尊重される社会を築くことは、21世紀に生きる私たちが不断の努力をもって取り組まなければならない重要な課題であり、責務です。

和歌山県教育委員会は、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することを目指した教育を行うことが、生涯にわたるすべての教育活動の根幹をなすものであるとの認識に立ち、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神にのっとり、同和教育の成果を生かし、人権が尊重される社会を築く人間を育成するため、以下の方針に基づき人権教育を推進します。

(目的)

1 すべての人の尊厳が守られ、自己実現が図られるよう、人権及び人権問題について理解を深め、人権が尊重される社会を築くための力を身につける。

(1) 自分自身が価値ある大切な存在であるという感情を養うとともに、公正や公平を重んじ、他の人と共に

く生きようとする態度をはぐくむ。

(2) 人権の意義・内容やその重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自らの権利の行使とそれに伴う責任を自覚し、具体的な人権課題について学習することをとおして、人権問題の解決に取り組もうとする態度をはぐくむ。

(3) 多様な文化や個人の価値観等を尊重し、伝え合い分かち合うためのコミュニケーションの能力を高め、社会に参加する中で、多くの人と合意を形成し、問題の解決に取り組むための能力を身につける。

(教育行政)

2 教育行政においては、人権教育を進めるために必要な実態の把握に努める。また、学校、家庭、地域がそれぞれの特性を發揮し、互いに連携協力しながら、生涯のあらゆる段階において、効果的に人権教育が行われるよう必要な施策を講じる。

(学校教育)

3 学校教育においては、人権が尊重される環境づくりに努めるとともに、子どもの実態を十分に把握し、一人一人を大切にした教育を推進する。また、人権尊重の精神を生活の中で生かせるよう、教職員の共通理解のもと、発達段階に応じ教育活動全体を通じた計画的な指導に努める。

(社会教育)

4 社会教育においては、一人一人が自分らしく生きることができる住みよい社会の実現を目指し、人権に関する多様な学習機会の充実を図るなど、地域社会における人権についての学習活動の振興と充実に努める。

(家庭教育支援)

5 家庭において、人権尊重の意識を高める教育が行われるよう、人権に関する学習機会や情報の提供を行うなど、家庭教育の支援に努める。

(指導者の養成)

6 指導者の養成においては、人権や人権問題についての理解を一層深め、人権教育を行う上で効果的な方法を身につけるための研修を充実するなど、資質の向上に努める。また、自ら人権意識の高揚に努め、学習者の疑問や意見を受け止め、それを学習活動に生かしていくことができる指導者を養成する。

(人権侵害への対応)

7 差別や虐待などの人権侵害が発生した場合、関係者の所属する機関等が事実を正確にとらえ、責任を持って対処する。そして、一人一人が自らの問題として学び、人権教育を一層前進させる機会とするよう努める。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日施行

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院法務委員会における附帯決議

(平成28年11月16日)

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

参議院法務委員会における附帯決議

(平成28年12月8日)

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

5. 同和問題に関する相談はどこにしたらいいのでしょうか？

和歌山県では、同和問題に関する相談窓口を開設しています。

気がかりなことや困ったことなどがあれば、気軽にご相談ください。

名 称	お問い合わせ先	相談時間等（電話）
人権ホットライン (公財)和歌山県人権啓発センター内	TEL：073-421-7830 FAX：073-435-5421	月曜日～金曜日 9：00～16：00 (祝日・年末年始を除く)
和歌山県企画部人権局	TEL：073-441-2563 FAX：073-433-4540	
海草振興局 地域振興部 総務県民課	TEL：073-441-3344 FAX：073-423-9269	
那賀振興局 地域振興部 総務県民課	TEL：0736-61-0006 FAX：0736-61-0007	
伊都振興局 地域振興部 総務県民課	TEL：0736-33-4900 FAX：0736-33-4916	月曜日～金曜日 9：00～17：45 (祝日・年末年始を除く)
有田振興局 地域振興部 総務県民課	TEL：0737-64-1257 FAX：0737-64-1256	
日高振興局 地域振興部 総務県民課	TEL：0738-24-2936 FAX：0738-24-2906	
西牟婁振興局 地域振興部 総務県民課	TEL：0739-26-7909 FAX：0739-26-7962	
東牟婁振興局 地域振興部 総務県民課	TEL：0735-21-9650 FAX：0735-21-9636	

学校においても、児童生徒の相談を受ける体制を整えています。

悩んでいることや困っていることなどがあれば、学校の先生にご相談ください。

お問い合わせ

和歌山県教育庁 生涯学習局 生涯学習課 人権教育推進室

和歌山市小松原通一丁目1 TEL：073-441-3719 FAX：073-441-3724

※これまで発行してきたパンフレット（本パンフレットを含む）の内容等を県教育委員会のホームページに掲載しています。ご活用ください。

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500600/jinken/hp3.html>

平成29年3月